令和2年度

第6回 農業委員会総会議事錄

静岡市農業委員会

第6回総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月14日(月)午後2時30分から午後4時56分
- 2 開催場所 葵消防署 5階 53会議室
- 3 出席委員(20人)

会長 13番 西ヶ谷量太郎

会長職務代理者(副会長) 12番 徳田 雅亮

委員	1番	伊藤	修司		2番	遠藤	公夫	3番	大石	雅章
	4番	大石	泰子		5番	大塚	師輝	6番	佐藤	直美
	7番	佐藤	操		8番	白岩	正行	9番	杉山	寿朗
	10番	鈴木	茂樹	1	1番	鈴木	長一	14番	西子	親慶
-	15番	仁藤	雅巳	1	6番	堀越	隆	17番	牧野	正昭
	18番	松永	一雄	1	9番	望月	芳明	20番	田山	常己

4 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第32号 農地転用許可後の事業計画変更承認について(5条)
 - 議案第33号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 議案第34号 非農地証明申請について
 - 議案第35号 買受適格証明願いについて (3条)
 - 議案第36号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
 - 議案第37号 令和3年度静岡市農業施策に関する要望書について
 - 報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第25号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による 届出について
 - 報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 報告第27号 続税納税猶予に関する適格者証明願いについて

6 農業委員会事務局職員

事務局長 青嶋 浩義、次長 山本 正浩、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、主査 田杉

真里、農地利用最適化推進係長 渡邉 貴行、副主幹 小林 満明、主事 寺園 理帆、主 幹兼農地係長 望月 嘉里、主査 松永 文雄、主査 竹本 公彦、主任主事 奥山 雅吉、 主任主事 石川 尚美

7 会議の概要

議 長 ただ今から、令和2年度第6回静岡市農業委員会総会を開会いたします。出席 委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡 市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議 長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

1番 伊藤修司委員、2番 遠藤公夫委員にお願いいたします。次に委員の皆様にお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。 また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第30号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第30号朗読】

申請は2ページに記載のとおり4件でございます。内容については、担当職員から説明いたします。

- 議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審 査結果の説明をお願いします。
- 事務局 1班です。整理番号43番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。 現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営 規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。
- 5 番 以上、整理番号43番につきましては、許可相当と判断しました。ご審議よろ しくお願いします。
- 事務局 2班です。整理番号44番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請 事由ですが、譲受人は法人として農業参入したく、譲渡人は要望に応えるとのこ とです。法人の概要を説明させていただきます。申請人は、特定非営利活動促進 法の規定するNPO法人です。NPO法人のため、営利を目的とせず、障害者の 方々が、農作業を中心とした生産活動を行い、就労することを目的としています。 事業内容としては、障害者の就労として、畑の土作り、種まき、収穫から加工販 売、実習を行い、生産物としてはヤーコン芋、トマト、山菜等収穫しています。

本申請地での営農計画は、農業に常時従事する者が代表を含め3名及び事業所に 通所する利用者20名ほどで、栽培作物はタラの芽のほか、デントコーンを予定 しています。申請地の面積が広大な為、毎年26アールずつ、5年かけて農地を 整備し、耕作していく予定です。この案件については、地区審査会で現地調査及 び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

3 番

事務局から説明がありました整理番号44番については、地区担当農業委員も 同行していただき、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。申 請人は特定非営利活動法人であり、就労継続支援B型事業所として、障害者の就 労支援を行っております。法人の職員は、パートを含め11名、利用者は20名 程度です。現在の活動として、施設周辺農地において、ヤーコン芋やインゲンを 栽培し、袋詰めまで障害者の方達が行っています。申請地ではタラの芽の他、新 たに家畜の飼料としてのデントコーンの栽培を計画し、販路についても確保して いるとのことであります。今回の調査にあたり、以前からの問題点であります、 堆肥の悪臭、障害者の安全確保、土や水の流出の3つの懸案事項について確認を 行ったところであります。まず、一つ目の堆肥の臭いの問題でありますが、調査 時点では、臭いは多少ありましたが悪臭とまでは言えない状況と判断したところ です。また、現在使用している堆肥はやめて、今後、新たに使用する堆肥のサン プルも確認しましたが、悪臭ということはありませんでした。次に、二つ目の障 害者の安全確保でありますが、通常は、障害者が10名に対し支援員が1名付き 添わなければならないとのことでした。しかし、申請地において農作業をする際 は、障害者3名に対し支援員2名が付き添うとのことであり、安全確保について も検討されていると判断したところです。ただし、現地の状況は、農地への進入 路は二つありまして、主に、障害者が利用する林道から農地へ徒歩で移動する通 路は、斜面を下らなければならない急な坂道であり、凹凸もあったことから安全 性について指摘したところ、階段などを整備し、対応するとのことでありました。 もう一つの林道から農地まで、車が利用する作業用通路でありますが、調査前日 の強い雨が降ったため、雨水により通路を削られ、車での通行ができなくなって いたことが判明したことから、指摘したところ、通行の妨げとならない位置に水 路を設置し、雨水を排除するなど通路を整備、補修するとのことでありました。 次に、三つ目の雨水及び土砂の流出についてですが、これまでは、土砂が流出し た事実はないとの事でしたが、現地は既に茶を伐根した状態であるため、土砂の 流出の可能性について指摘したところ、農地は高低差があることから雨水が集まる農地への下流端部に沈砂池を設けることで、土砂の流出を防ぎたいとのことでありました。調査の結果、申請地をこの状態で放置すれば、雨水による土砂や水が隣接地や下流域に被害を及ぼす危険性が高く、農地も荒廃する可能性もあることから、早期に畑地造成と共に安全対策を実施して、良好な農地の確保が必要であると考えられます。以上のことから2班としては、地元関係者と悪臭などで問題になったこともありますが、許可は止むを得ないものと判断いたしました。広い土地を段階的に整備し営農活動を行い、農地整備が完了するには時間を要することや、地元関係者などと問題があったことから、今後、農業委員会事務局と地元農業委員と連携、協力を得ながら、現地の状況を注視し、適切な指導を願いするものです。ご審議よろしくお願いいたします。

- 事務局 3班です。整理番号45番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請 事由ですが、贈与による所有権の移転であり、申請に及んだものです。整理番号 46番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人 は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだも のです。
- 4 番 以上、整理番号45番、46番につきましては、許可相当と判断しました。ご 審議よろしくお願いします。
- 議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 2 0 番 整理番号 4 0番の案件です。この件は葵区の別の場所の農地と関係が深いので、こちらについてお話させていただきます。こちらは本案件の申請人が3条申請により農地を取得しましたが、知り合いの建設業者が関連していると思われます。取得した農地の一帯に、肥料を販売する業者が堆肥や土を捨てました。本案件でも肥料販売業者が堆肥を捨て、建設業者がこの地で重機を操作しているのを見ているので、本案件の申請者と建設業者、肥料を販売する業者が仲間であると考えられます。今後も別の場所にも同様に堆肥や土を捨てる恐れがあるのではないでしょうか。
- 議 長 葵区の別の場所の話がありましたが、こちらの状況を事務局から説明してくだ さい。
- 事務局 ご指摘のあった土地は、建設業者が所有している非農地と本案件の申請人が所

有している農地があります。委員からは土と堆肥を入れているとのご指摘でしたが、土については建設会社が所有する非農地の部分に土を入れており、砂防法の違反があることを県担当課から聞いています。また、堆肥については農地の部分に入れており、この堆肥の匂いが強かったことを把握しています。申請人に聞き取りを行ったところ、堆肥を肥料販売業者より購入し土に混ぜたことを確認しました。匂いの強い堆肥を使用したことで周囲に迷惑を掛けたことについては反省しており、今後は匂いの少ない堆肥で耕作するとのことで、匂いについては解消されたと考えています。以上のことから葵区の別の場所の件について、本案件の申請人の違法性はないと考えています。

議 長 質問は本案件についてお願いします。

- 1 0 番 聞き取りの班の方に聞きたいのですが、この法人がNPOで営利を目的としていないということ。職員が11名、利用者が20名ということで、そんなに大きい施設ではないと思いますが、広大な農地を借りて農業を行うことについて、どのような説明があったのか教えて下さい。
- 3 番 現地調査の時、聴き取りを行いました。あれだけ広い土地で営農が凄く難しいのではということを質問したところ、一度にはやらず、徐々に増やしていく計画であることを確認しました。実際に農作業を行う障害者は3、4名しかいないということと、新たに雇った農業経験のある事務員が現場にいまして、私が専門でやっていくということでしたので、それでは営農できるのではないか思いました。これが畑となったときに一度にやれるのかは疑問でしたが、デントコーンの栽培が簡単なような感じを受けたので、営農はできるのではないかと思いました。鳥獣害の対策も要らないということ、販路もあるということでしたのでなんとかできるのではという判断をしました。
- 1 0 番 2、3人しか動けなくて、農福連携と言えるのでしょうか。通常でも13,0 00㎡を耕作することはできないのではないでしょうか。聴き取りではどうでしたか。
- 事務局 まず、面積については、申請地は一筆であり、分筆して必要な部分だけという ことでなく、一筆を5年かけて整備して耕作していくという計画になっています。 本案件に従事する3名の障害者は地元出身で子どものころから農業を手伝っていたような方が、実際に農地に入って耕作を行い、そこで採れたものを施設へ持って行き、全体で20名以上の障害者の方が施設で加工したり、袋詰めしたり、シ

ールを貼ったりと、その様な作業を行うということです。3名というのはあくまでも本案件において農作業する人数です。施設の周りにも理事長が所有している 農地がありますが、そちらには別の障害者の方が農作業を行うと聞いています。

- 1 0 番 是非、利用者の方の安全と、違法状態にならないように、地元の方、事務局によく見ていていただきたいと思います。
- 2 0 番 匂いの強い堆肥を入れないと説明がありましたが、現在も臭いものを頻繁に入れていると近くの自治会長が言っていました。そのような状況なので搬入する可能性はあると考えています。
- 5 番 亡くなった元理事長が下準備をしたということで、現理事長は賃借に至った経緯を知らないということですので、本当に運営する人が誰なのかはっきりしておかないと、最後はこの人に押し付けて、本当に悪いという人は逃げてしまうと思います。このため、申請人が分からないという発言をしている以上、ここはもう一度再考する必要があるのではないかと思います。
- 事務局 聞き取り調査を実施したときに理事長としては、亡くなられた元理事長が最初 にそこで耕作をすることで決めていたということで、曖昧な発言があった事は事 実であります。営農計画書の内容と聞き取りの時の内容が若干違っていたため新 たな営農計画書を提出させてあります。営農計画書どおりしっかり耕作するよう に伝えてありますし、またそれを守らせるよう許可後も干渉していく必要がある かと考えております。
- 議 長 代表は申請者であることで、はっきりしているのですか。
- 事務局 事務局が代表者と直接やりとりしているので申請者で間違いありません。
- 1 7 番 これまでの経験があるので、今一度、確認してから許可した方がいいのではないか。
- 1 5 番 亡くなった元理事長が決めており、現理事長は知らないらないと思うのですが、 限りなく疑わしい感じを受けました。とても施設の障害者が行くような場所でも ありませんし、非常に危険な場所です。しかし、このまま放置されて崩れてしま ったり、産業廃棄物を入れられたりしないよう、農地としてしっかり監督しても らうことがよいのではと思います。
- 1 2 番 障害者の方が歩く通路が危険であること。車が進入する所も土砂が流れてきて 危険だとのこと。そのことでそこをしっかり整備しますということでしたが、整 備してから許可するのでは遅いのですか。

- 事務局 通路が2つあります。一つは障害者の方が道路から徒歩で降りるところが凸凹になっています。健常者でも雨が降った後に下りるのは危険かと思うようなところです。これについては申請人が早急に対応して既に階段を設置しました。もう一つは、車が農地へ降りる通行路がありますが、降り続く雨の影響で道路が分断され、そのままでは車が通行できない恐れがあります。通路の下には堰堤もあります。施設の管理者と協議しながら安全を確保するよう対応をお願いしています。
- 12番 通常は安全性の確認をしてから許可を出すべきではないでしょうか。一か月遅れてもいいから、しっかりやるべきなのではないでしょうか。安全性は一番大事なのではないでしょうか。
- 3 番 今の状態になっているところをやりたいという意識、障害者を使って実施していくという意欲はあります。安全対策をやらせるには、許可の中でそれを確認しながらやらせるということがいいのではないかと思います。許可をしないのに手をつけさせてしまうということは、それが果たしていいのかという問題があります。許可した中で監視体制を取り、早期に畑地造成もし、安全対策をすることで進めていかないと難しいと思います。匂いは現地で多少ありましたが、今はもう問題ないと思います。匂いの少ない堆肥を入れるということで約束もしております。農業委員会事務局、農業委員、地元等全体で注視しながら指導していくという立場ではないかという感じを受けたので許可はやむを得ないと判断しました。
- 7 番 許可相当と判断したので、許可後しっかりやらせるということがいいのではと 考えます。
- 4 番 譲受人は障害者を雇っているため、安全面を考えて、対応策が先ではないかと 考えます。
- 7 番 これまで審議してきた案件で、対応策を講じなければ許可しないということは ないはずです。申請書にしっかりやりますとなっているのであれば、許可し、や らないようであれば指導するのが通常ではないでしょうか。
- 事務局 今回指摘事項として回答されたものが口約束にならないように、申請者には書面で求めており、提出されています。それが一つの担保になるのかと思います。また、許可しても面積のこと、匂いのこと、障害者の安全面について問題があるかと思いますが、それらが計画どおりにできているのかを確認し、もしできていない場合は許可の取消しということもあります。そういったところを組み合わせながら安全に監視していくことが必要であると考えています。

議 長 4ヵ月前になると思いますが、運営委員と地元農業委員とで現場を見に行きましたが、堆肥の匂いを指摘して改善するように事務局から何度も声を掛けてもらって、いい堆肥になって見本も見せてもらいました。事務局と調査し、連携しながら様子を見るということで、どうでしょうか。

2 0 番 信用できません。

1 0 番 誓約書と文書1通取ったとのことでしたが、許可の取消についての文章はあるのですか。

事務局 誓約書は指摘事項に対する対応として、理事長名で提出がありましたが、許可 の取消についての記載はありません。

許可の取消について農地法第3条の2ということで規定されております。その申請どおりでない場合は、指導、勧告等を経て最終的に取消という流れになります。

議 長 申請書類は疑問に思う部分はなかったのでしょうか。

事務局 申請書自体は3月に作成されたものです。匂いが凄かったということで、そこに対して違法性があるかどうかということについて確認をしておりまして、違法性がないことを確認できたので今回の申請に至りました。問題は3月に作成した営農計画と聞き取った内容が異なっていたため、そこが疑問点でありました。それについて営農計画を修正したため、特に問題はないということで事務局は考えております。

議 長 整理番号44番を除く、43番、45番、46番について、原案のとおり決定 してよいでしょうか。

(異議なし)

整理番号44番について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 地元農業委員におかれましてはこれからもよく現場を見ていただき、何かあれば事務局に連絡をするといったことで進めて行きたいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 議案第30号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第31号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第31号朗読】

申請は4ページに記載のとおり5件でございます。内容については、担当職員から説明いたします。

- 議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。
- 事務局 1班です。整理番号8番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成29年9月総会で営農型太陽光発電設備の一時転用許可を受けました。この度、3年間の転用期間が切れるため、更新申請をするものです。設置時から設備に変更はありません。太陽光パネルの設置枚数は216枚、発電出力は49.5キロワットです。パネルの下部における作付け作物は山山椒で、平成27年3月に約150本を植え、根腐れや獣被害が発生するため毎年50本を補充しています。平成30年度、平成31年度、平均収穫量は地域の平均収穫量を上回っており、収穫は春1回です。主に葉を育てているので、収穫量は原木の成長度合いに比例します。
- 5 番 職員から説明がありました整理番号8番ですが、現地調査を実施しました。山 の頂上の辺りですが、ちょうど草刈を終わった感じでした。事務局の方で、申請 者に肥培管理の徹底を呼び掛けていただきたいと思います。
- 事務局 2班です。整理番号9番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在、賃貸住宅で生活しておりますが、子供の出産に伴い住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地ですが不許可の例外のにじみ出しに該当します。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われます。
- 3 番 事務局から説明がありました整理番号9番について、2班としては許可相当と 判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。
- 事務局 4班です。整理番号10番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請 事由ですが、申請地近隣で廃棄物処理及び収集運搬業を営む法人2社から、収集 運搬用の駐車場及びコンテナ置場としての資材置場を貸してほしいという要望に 応えるため申請に及んだものです。この法人は現在、申請地隣地の土地を賃借し ています。しかし契約満了に伴いこの土地を返さなければならないこと、また、 現在使用する土地が手狭なことにより駐車場が不足していることから申請するも のです。農地区分は第2種農地と判断されます。水の使用はなく、雨水は自然浸 透です。被害防除としては丸太柵工を設置します。隣接地への被害防除、排水等

については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整 理番号11番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。この案件は、8月 総会終了後、追認案件として報告しております。申請事由ですが、150号線の 拡幅工事に伴う用地買収が進められているなか、農業用及びいちご狩りの来客者 用駐車場として使用していた土地が収用されました。その代替地として農地を転 用しようとしたところ、同じく駐車場として使用している場所について、農地転 用の許可を得ていなかったことが判明したため、申請に及んだものです。農地区 分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に 問題なく、転用面積も適当と思われます。整理番号12番、清水区の案件です。 内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は平成26年に営農型太陽光 発電設備の一時転用許可、続いて平成29年に更新の一時転用許可を受けました。 このたび、3年間の転用期間が切れるため、更新のための申請をするものです。 太陽光パネルの設置枚数は144枚、発電出力は36.72kwです。農地区分 は第1種農地と判断されます。パネルの下部における作付け作物はレモンで、今 シーズンも結実し、出荷先も決まっています。知見を有する者からの所見として 地域の平均収穫量を達する見込みがある意見書も添付されています。

6 番

事務局から説明のありました整理番号11番及び12番について、4班としては許可相当と判断しました。整理番号10番は地区審査会にて申請人より、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので報告します。申請人は、近隣で廃棄物処理及び収集運搬業を営む法人から、トラックの駐車場とコンテナ置場が不足していることから、土地を貸してほしいという話を受け、申請に至ったとのことです。借り受ける法人は、現在、29台のトラックを所有しているそうです。しかし、車両10台程度が現在の借り受けている敷地内に収まらず、近隣の空き事務所となっている敷地内に置かせていただいている状況と聞きました。今回の申請地を借り受けることができれば、駐車場を集約するそうです。またコンテナ置場については、廃棄物が入ったコンテナを置くことはないことを確認しました。申請地には、廃棄物を運び、空いたコンテナを置くそうです。また隣接地に農地はありませんが、民家が隣接しているため、転用する旨を説明し、同意を得ているそうです。併せて部農会にも説明済みということを確認しました。以上、整理番号10番については、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

- 議 長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙 手をお願いします。
- 3 番 整理番号8番の面積で、2,796㎡のうち0.8928㎡とはどういう意味なのか。一時転用として第1種と農用地区域内農地との境にあるという所で太陽光発電を10年、20年やるのでしょうが、一時転用を長くするということはできないのでしょうか。
- 事務局 0.8928㎡は支柱の部分の一時転用で、その面積ということになります。 継続年数ですが、青地は3年で一時転用を更新していきます。白地であれば5年 ごと更新していきます。認定農業者等は10年に延長できる可能性はあります。
- 1 9 番 この場所は35年程前に、申請者の父が当時傾斜地にあった産業廃棄物を処理 しました。その後パイプハウスで5年程茄子を作りましたが、山に水がなく、上 手くできませんでした。しかし、放っておく訳にもいかなかったため、営農型の 太陽光発電設備と山山椒を始めたということです。
- 3 番 営農がかなり難しいというところということだが、やむを得ないから農地はやめるということはできないのかということが1点。2点目として条件付き許可とういことはないことはないと思いますが、あまり考えられないということで、どういう風にするのがいいのか事務局に伺いたい。
- 事務局 申請場所は第一種及び農用地ということで原則転用はできない場所になります。 従って営農型の太陽光発電設備で使うということになっています。他の場所での 営農型については、パネルの下で何もできないということであれば、一般的な4 条、5条の転用になり得る可能性はあります。また、農作物なので、天候に左右 されることはやむを得ないところはあると考えます。
- 5 番 班としては条件付きということではなく、やむを得ないという判断で許可とい うことです。しかし、審査を経て許可ということである以上、委員会として許可 後の管理の話を再度確認しておいてください。
- 議 長 知見を有する者とは誰ですか。
- 事務局 農学修士の方に見てもらっています。
- 議 長 今年の夏の暑さで枯れてしまったということもあるかもしれませんが、一生懸命にやってもらいましょう。
- 事 務 局 作物はゼロではないので、これから来年の春に向けて原木を増やしてやってい くということで聞いております。

1 8 番 現地に行きました。山山椒を初めて見ましたが、全部が枯れている訳ではありませんでした。これからも植えていくということなので、それに期待したいと思います。それから一時転用が10年もあり得るということですが、それは新規の場合ですか。それとも途中でも可能性はあるのですか。

事務局 この制度は途中ででき、認定農業者の方等が該当してきます。

議 長 発言もないようですので、議案第31号について、原案のとおり決定してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第31号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第32号朗読】

申請は6ページに記載のとおり1件でございます。

- 議 長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。
- 事務局 整理番号1番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は、清水区に本社を置く電気通信業を営む法人です。当初の申請事由ですが、令和2年5月に所有権移転よる、社員用の露天駐車場の転用許可をしました。事業計画の変更事由ですが、工事は順調に進んでいましたが、想定以上に傾斜がきつく土の量が増えてしまい開発指導課より土砂採取の届出を求められたため、工事期間の延長をしたく申請に及びました。申請地の農地区分は、第2種農地と判断されます。計画変更の概要は以上です。
- 5 番 職員から説明があった整理番号番1番については、1班としては承認すること と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
- 議 長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙 手をお願いします。
- 9 番 工事が始まったのは確認していますが、7月末の雨が降った時に土砂が下流に流れ出て、下の側溝に詰まってしまい、下の畑の方にそれが流れたと。自治会等もそのことについて言ったらしいのですが、社長は農業委員会に届けているから何も問題ないということでした。隣にある運送会社も一切工事の話は聞いていなかったということでした。5月の時だったと思いますが、近隣だとか、自治会だ

とか、確か現地調査が入ったと思いますが、そのような話、確認はされていなかったのですか。

- 事務局 行政書士及び申請者の立会いのもと実施しました。近隣ということでは横に駐車場がありましたが、その辺の確認はしているとの話は聞いています。
- 9 番 実際には自治会にも無いし、近隣にも無かったということでした。雨が降った 後に土石が流れ出た時に自治会長に話があって、申請地地区ではなく下流地域に 流れていくため、下流地域の自治会にも一言いれてくださいということでした。
- 議 長 7月の大雨の時、道路を作る工事で土砂が崩れて泥が水路に入ってしまいました。その水路の水を、この下流の地区の部農会の人が使用していたため、部農会の人が来て、土上げをして、その会社と、グレーチングから鉄板を敷いてもらうことで話をしたということでした。工事、気を付けないと、農業委員会が許可したためにそのようになったと言われて見に行きました。造成工事をするということで農業委員会だけではなく、開発指導課の指導のとおりに実施されていないということで、ストップされていたようです。
- 事 務 局 始めの計画よりは土の量が増えたということで、土砂採取の届出をしなければ ならないということで指導を受けたということです。
- 議 長 とにかく急傾斜地なので大雨だと崩れますね、あの山だと。その下に民家は無く、川を挟んで反対側に民家、工場があるものですから、その点については安心でしたが、崩れるということは心配です。
- 3 番 土砂採取の届出というのは開発指導課で受理されているのですか。通常、許認 可なので同時許可。どういう形で進めて行くのですか。
- 事務局 途中から量が増えたということで現在工事を止めながら届出の受理待ちという 形となっています。受理され次第工事再開ということになります。
- 3 番 農地法は許可しているため、5条の計画変更の承認ということですね。開発指導課への受理と同日になるのですか。
- 事務局 同時進行になると思います。
- 議 長 発言もないようですので、議案第32号について、原案のとおり承認してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第32号は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第33号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いし ます。

事務局長 【議案第33号朗読】

事 務 局

申請は8ページ、9ページに記載のとおり6件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました1班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号36番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現 況は普通畑で、使用貸借権の設定です。申請事由ですが、現在借家住まいをして おりますが、先々実家の農業後続も考え相談したところ、父親所有の土地を借り て住宅建築の話しがまとまり申請に及びました。農地区分は、第1種農地と判断 されます。不許可例外「にじみだし」に該当します。隣接農地の被害防除、排水 等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され転用面積も 適当と思われます。

5 番 以上、職員から説明があった整理番号36番については、1班としては許可相 当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

2班です。整理番号37番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請人は現在、賃貸住宅で生活しておりますが、子供の出産に伴い住宅を建てたく申請に及んだものです。農地区分は第1種農地ですが不許可の例外のにじみ出しに該当します。代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題はないと思われます。整理番号38番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は建設業を営む個人事業主です。申請事由ですが、現在会社の敷地内で使用している資材置場が手狭となり、新たな資材置場を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われます。整理番号39番、40番は同一案件のため、合わせて説明いたします。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請者は社会福祉法人です。申請事由ですが、今まで借りていた従業員用駐車場が使用できなることから代替地を探していたところ、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断され、代替性の検討もされ、隣接農地への被害防除、排水等については、問題がないと思われます。

3 番 事務局から説明がありました整理番号37番から40番について、2班として は許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。 事務局

3班です。整理番号41番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、借人は土木建設業を営む法人で、現在、申請地で約8,000㎡の岩石採取を行っており、この度、岩石採取計画認可期間の満了を迎えることから、継続採取を計画しています。そのため、引き続き、本申請地を岩石採取敷地として利用したく、5年間の一時転用の申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。岩石採取事業に伴う各種申請書も関係機関に提出されております。一時転用後は、野菜を栽培する、作付確約書が提出されています。隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。この案件については、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、後ほど班長から報告があります。

4 番

整理番号41番の案件につきまして、地区審査会で現地調査及び聞き取り調査 を行いましたので、報告いたします。申請者は、清水区内で土木建設業を営んで おり、社員20名が在籍しているとのことです。申請経緯としては、現在も同じ 場所において、岩石採取の第5期の工事が施工されており、これは平成15年度 の第1期工期から続くものであり、今回その許可期間が満了するため、申請に至 ったとのことです。事業概要としては、岩石採取ため、5年間の一時転用をする とのことです。また、採取した岩石は民間企業をはじめ、公共工事にも使用して いるとのことです。なお、平成15年度から始まっている当該岩石採取事業の終 期については、今後15年間程度行われる見通しとのことであったが、需要の増 減により採取期間が変動するため、確定的ではないとのことでした。事業完了後 は農地に戻すとのことでした。被害防除としては、隣地との境に侵入防止のため 有刺鉄線が張り巡らせており、排水は調整池が設置されていることで、雨水を一 旦貯留してから排水する仕組が整っており、問題ありませんでした。隣地の土地 所有者等への説明については、2つの自治会を含む周辺地域住民にも周知済とな っているとのことでした。なお、当該事業は申請の都度、同様の周知を実施して いるとのことでした。以上のことから3班として許可相当と判断します。ご審議 のほどよろしくお願いします。

- 議 長 これより質疑に入ります。地区審査会からの説明について、発言のある方は挙 手をお願いします。
- 3 番 整理番号41番の件ですが、摘要欄の令和2年9月下旬開発行為許可というの はどういうことですか。

事務局 開発指導課に提出しております岩石採取の許可の関係を記載してあります。

3 番 開発行為とは違うのではないか。

事務局 開発指導課に対する岩石採取の認可が下りるのが9月下旬ということで予定されております。今回の流れとしては県農業会議に諮問しながら、岩石採取の計画の認可が下りたところで同時に許可ということになります。なお、ご指摘の開発行為の許可予定ということについては、岩石採取の認可予定と改めさせていただきます。

議 長 今までも一時転用ごとに出されていたのですか。

事務局 前回の許可は平成27年10月21日ということで、それから遡ってその前が 平成24年、平成21年、平成18年、平成17年、平成15年に岩石採取の許 可は下りています。今回5年の一時転用の期間が切れるということで、新たに許 可申請が上がってきたということです。

議 長 発言もないようですので、議案第33号について、原案のとおり決定してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第33号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第34号朗読】

申請は11ページに記載のとおり1件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました4班から、担当職員の内容説明と、班長の 審査結果の説明をお願いします。

事務局 4班です。整理番号12番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現 況は宅地です。こちらの案件ですが、証明基準2建築物が設置されている土地に 該当します。令和2年7月17日に、地区担当委員の立ち会いのもと現地調査を 行い、確認をしていただきました。

6 番 以上、職員から説明がありました1件については、4班としては承認すること と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案第34号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第34号について、原案のとおり承認してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第34号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第35号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第35号朗読】

申請は13ページに記載のとおり5件でございます。

事務局 2班です。買受適格証明願いについてですが、競売に参加する際に必要な証明です。競売に参加する方が、申請地を農地として利用する場合、農地法第3条に係る買受適格証明願を申請するものです。整理番号3番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。競売の入札期間は令和2年9月23日から9月30日までです。申請地は農用地区域内農地です。願出人は経営規模を拡大したく申請に及んだものです。整理番号4番は、令和2年9月7日付けで取り下げ願いが提出されました。

3 番 事務局から説明がありました整理番号3番について、2班としては許可相当と 判断しました。ご審議よろしくお願いいたします。

事務局 4班です。整理番号5番から整理番号8番は、同一の申請地の案件です。申請地は農用地区域内農地です。競売の入札期間は令和2年9月23日から9月30日までです。整理番号5番から整理番号8番はいずれも、願出人は、経営規模を拡大したく申請に及んだものです。

6 番 以上、職員から説明がありました4件については、4班としては承認すること と判断しました。ご審議よろしくお願いします。

議 長 ただいまの議案第35号について、発言のある方は挙手をお願いします。

18番 先月と同じ地番ですが、追加ということでよいでしょうか。

事務局 競売の入札期間が令和2年9月23日から9月30日までということで、先月 の案件に加えて、今回の申請期間でも買受適格証明を交付することができる期間 となっており、今回の方々についても競売に参加したいということで申請があったということです。先月買受適格証明を交付した方と、今回の証明を交付する方との中で誰かが落札するということになると思います。

1 8 番 買受適格証明は主に農家資格のある方が対象なのですか。

事務局

申請地の2件は両方とも農用地区域内農地であり、いずれも買受適格証明の3条のみの申請だけ受け付けられる場所になっています。場所が農用地区域内農地以外の場所であれば、転用の目的で5条の買受適格証明となります。申請書についても、3条の許可申請と同じ申請をさせており、審査の内容も3条と同じ審査をする流れになっております。競売が実施され、落札した方には、落札した時点で許可書が交付されることになっております。総会には誰が落札したかということを報告事項として後日報告することになります。

議 長 発言もないようですので、議案第35号について、原案のとおり承認してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第35号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第36号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第36号朗読】

申請は15ページに記載のとおり7件でございます。

事務局

整理番号15です。当該生産緑地は平成21年に指定され、死亡前、主たる従 事者は年間約250日農作業に従事していました。8月27日に事務局が現地調 査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員の徳田委員に調 書と現地写真で確認していただきました。整理番号16です。当該生産緑地は平 成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農作業に従事して いました。8月27日に事務局が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行 いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号 17です。当該生産緑地は平成20年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間 約150日農作業に従事していました。8月27日に事務局が現地調査を実施し、 後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員の大塚委員に調書と現地写真 で確認していただきました。整理番号18です。当該生産緑地は平成17年に指 定され、死亡前、主たる従事者は年間約270日農作業に従事していました。8 月28日に事務局が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地 区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号19です。当 該生産緑地は平成20年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約250日農 作業に従事していました。8月28日に事務局が現地調査を実施し、後日申出者 へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号20です。当該生産緑地は 平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。8月27日に事務局が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。整理番号21です。当該生産緑地は平成18年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約250日農作業に従事していました。8月28日に事務局が現地調査を実施し、後日申出者へ聞き取りを行いました。地区担当委員に調書と現地写真で確認していただきました。

議 長 ただいまの議案第36号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第36号について、原案のとおり承認してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第36号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 【議案第37号朗読】

要望書案は別冊のとおりでございます。

事務局 こちらの要望書は9月16日に提出を予定しています。内容については、農政 対策委員長よりご説明をさせていただきます。

7 番 要望書の作成については、6月17日開催の地域別農業対策協議会で検討していただいた案をもとに、7月30日に開催の農政対策委員会で、さらにそれを精査して、今回の市への要望として検討しました。お手元の別冊、2ページをご覧ください。1農業経営収入保険制度の加入促進について要望します。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済、生活への影響は長期化しており、多くの農業者は経営の継続に不安を抱えています。また、近年においては、大型台風や集中豪雨等の自然災害により収入、収益が減少するケースも増加しております。国の収入保険は、経営の安定において不可欠であり、次代を担う若い担い手の定着においても重要な制度であることから、JAと連携し、市独自の助成を行い推進していただいていることは、大変心強いものであります。新型コロナウイルス感染症終息の目処も立たない状況であるため、次年度以降においても収入保険の加入費助成の継続を要望します。2地場農産物の市民向けPRの強化について要望しま

す。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により飲食店の休業やイベントの中止 により販売先が減少し、苦境に立った際には、市内の農業者を支援するエール静 岡福袋等の取組を通じて、多くの市民の皆様に積極的に地場農産物をご購入して いただきました。この取組により築いた市民の皆様との結びつきや絆を一過性の ものとせず、今後の経済活動に反映していくことが重要であります。地産地消の 取組は、従来から推進しておりますが、新鮮で安心、安全な地場農産物を周知し、 農業理解を促すことは、本市農業をより一層発展させることに繋がることから、 市民向けPRの強化を要望します。3農業生産基盤整備の推進について要望しま す。土地改良事業等農業生産基盤整備につきましては、積極的に実施していただ いておりますが、未だ良好な耕作条件が整わない農地が多い状況であります。収 益性の向上や担い手の育成を図るうえで、土地改良事業等農業生産基盤整備を今 後も継続的に実施していくことが求められております。特に中山間地域を中心に 傾斜地農地が多い本市の農業実態においては、事業費や事業期間を圧縮する観点 から、中小規模の土地改良事業を速やかに実施することが重要であります。基盤 整備を推進する上での可能性調査や検討を速やかに実施し、可能なところから早 期に事業化することを要望します。4荒廃農地再生の推進について要望します。 荒廃農地の解消につきましては、荒廃農地の再生と併せて、再生した農地の継続 的な利用を認定農業者、新規就農者等の担い手に促すことが重要であります。令 和2年度から農業環境の保全と担い手に農地集積を進めることを目的とする市独 自の補助制度が整備され、推進していただいております。農地利用の最適化を更 に進めていくため、次年度においても事業予算の確保を要望します。 5茶の振興 について要望します。担い手の高齢化の進展や荒茶価格の低迷により、茶の特産 地としての存続が危ぶまれる状況にあり、生産現場からは、茶業の将来に対する 大きな不安の声が聞こえてきています。このような中、核となる茶工場に、人、 物、技術を集積させる産地再編は急務であり、それに伴う生産体制の整備を急ぐ 必要があります。現在、実施している加工施設機械整備に対する助成の拡充も踏 まえ、JA等関係機関とも連携し、持続性の高い茶生産体制を整備するため支援 を要望します。6有害鳥獣対策の推進について要望します。有害鳥獣対策として 実施していただいている野生鳥獣被害防除用資材購入に対する補助制度は、多く の農業者が活用しております。有害鳥獣の根絶は難しく、防除用施設の整備、拡 大が最も効果的な対策であることから、有害鳥獣対策予算の確保を要望します。

また、野生鳥獣被害防除施設の整備において、農道用地に有害鳥獣対策用のグレーチング等の設置が可能であれば、施設整備費を格段に軽減させることが可能な場所があります。農道利用者の便益に配慮しながら、鳥獣対策用のグレーチング等を農道用地に設置することについても、前向きな検討を要望します。以上が、要望書案の説明になります。

議 長 ただいまの議案第37号について、発言のある方は挙手をお願いします。

事務局 2点補足します。有害鳥獣対策の推進についての要望の中の道路に設置するグレーチングについてサンプル及びパンフレットを参考に用意しました。二つ目は、市長へ提出する要望書スケジュールということで、9月16日に市長へ提出した後の議会への報告等のスケジュールを参考としてまとめたものを用意しました。

議 長 発言もないようですので、議案第37号について、原案のとおり承認してよい でしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第37号は、原案のとおり承認いたしました。

それでは報告事項に入ります。報告第24号について、事務局から報告事項の 説明をお願いします。

事務局次長 【報告第24号朗読】

通知は18ページ、19ページの10件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め、書類は完備しておりましたので、受理いたしました。詳細につきましては、担当職員より説明いたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。整理番号68番については、賃借人変更のため合意解約をしました。整理番号69番については、賃借人の高齢による労力不足のため合意解約をしました。今後は賃貸人が耕作する予定です。整理番号70番と71番については、同一の解約理由です。農地中間管理事業への契約切り替えに伴い、合意解約しました。整理番号72番については、労力不足のため合意解約をしました。他の賃借人と契約する予定です。整理番号73番と74番については、同一の案件です。賃借人が体調不良により日常生活が困難な状態となり、合意解約しました。整理番号75番と76番については、同一の案件です。茶価低迷により収益が上がらず、経営の見直しを図るため、作業効率の悪い斜面地を合意解約しました。整理番号77番については、賃借人の死亡に伴い合意解約しました。今後、家族が経営を承継して契約する予定です。

議 長 ただいまの報告第24号について、発言のある方は挙手をお願いします。 発言もないようですので、報告第24号を終わります。 次に、報告第25号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第25号朗読】

届出は21ページ、25ページの41件がございました。その内訳は、4条の転用が9件、5条の転用が32件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が29件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が2件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第25号について、発言のある方は挙手をお願いします。 発言もないようですので、報告第25号を終わります。 次に、報告第26号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第26号朗読】

届出は27ページ、28ページ の26件 がございました。内容については 記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議 長 ただいまの報告第26号について、発言のある方は挙手をお願いします。 発言もないようですので、報告第26号を終わります。 次に、報告第27号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 【報告第27号朗読】

申出は30ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、交付いたしました。なお、詳細につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号4、5は、8月24日、最適化推進委員と現地確認を行い、適正でありましたので、適格者証明を交付しました。

議 長 ただいまの報告第27号について、発言のある方は挙手をお願いします。 発言がないようですので、以上で報告第27号を終わります。 以上をもちまして、第6回 静岡市農業委員会総会を閉会いたします。